

## いちご基金奨学金規程

令和7年11月11日 制定

### (目的)

第1条 いちごアセットマネジメント株式会社（以下「寄付者」という。）より経済的に困窮する大妻女子大学または大妻女子大学短期大学部の学費の支弁が困難な学生への援助を目的として寄付された寄付金を原資とする「いちご基金奨学金」（以下「本奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 本奨学金の給付対象は、学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難な者で、勉強意欲の強い学生とする。

2 奨学生選考において家計は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準を準用する。

3 他の制約のない限り、他の奨学金との併用を認める。ただし、大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学金並びに入学金及び授業料減免、大妻女子大学育英奨学金、学校法人大妻学院特別育英奨学金との併用は認めない。

4 外国人留学生は除く。

### (給付額及び給付期間)

第3条 給付額は年額 250,000 円、給付期間は出願採用された当該年度とする。

2 毎年度4月末日までに給付額相当額の寄付を寄付者から受けるものとする。

### (委員会)

第4条 学院より配布された奨学金額に基づき、奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 副学長1名

(2) 学部学生については各学部長及び短期大学部学生については短期大学部長

(3) 事務局長及び学生支援センター部長

3 委員長は副学長をもって充て、その審議結果により奨学生を決定する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

6 学長は選考委員会が選考した者につき、その採用を決定し、理事長及び本人に通知する。

### (募集・出願)

第5条 毎年1回募集人数を明示し、学内に掲示する。

2 奨学金の給付を希望する者は、次の書類を千代田校学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 学業成績証明書

(3) 所得証明書

(4) その他大学が特に提出を求めるもの

3 学生支援センター学生支援グループは募集にあたり、出願や選考に関する適宜の条件を

付することができる。

(支給方法)

第6条 本奨学金は、毎月又は数カ月分を合わせて本人の口座に振り込むものとする。

(資格の喪失)

第7条 奨学生が、次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の採用を取消することができる。

- (1) 卒業延期、休学、退学、停学、除籍となったとき
- (2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (3) その他委員会が必要と認めたとき

2 奨学生は前項の規定により資格を喪失した場合、すでに受給した奨学金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(採用者の繰り上げ)

第8条 前条により奨学生が資格を喪失した場合には、次点の者を採用者として繰り上げて採用することができる。

(給付額の繰り越し)

第9条 採用者がいない場合、給付額は次年度に繰り越しとし、次年度の採用者数に加算する。

2 前項の場合は寄付者へ報告する。

(報告書等)

第10条 奨学生は、年度末、生活状況報告書を学長あてに提出しなければならない。

(関係会議)

第11条 採用を決定された奨学生について教授会に報告する。

(その他の事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、寄付者と学校法人大妻学院の協議により定めるものとする。

(庶務)

第13条 この規程に関する庶務は、千代田校学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループにおいて行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て決定する。

附 則 (令和7年11月11日 常任理事会)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。